

# 市民文教委員会会議録

平成28年6月27日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:49

## 【 案 件 】

1. 議案第89号 契約の締結（(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事）
2. 議案第90号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その1）工事）
3. 議案第91号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その2）工事）
4. 議案第93号 財産の取得（教育用情報機器一式）

## 【 報告事項 】

1. 工事請負変更契約（飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成（1工区）工事）について  
(学校施設整備推進室)
2. 工事請負契約について  
(契約課)
3. 行政協力員（自治会長）による政党チラシの誤配布について  
(まちづくり推進課)
4. 公用車による交通事故発生の報告について  
(環境対策課)

---

## ○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第89号 契約の締結（(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事）」、「議案第90号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その1）工事）」、及び「議案第91号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その2）工事）」、以上3件は関連があるため一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

## ○契約課長

関連がございますので、「議案第89号」から「議案第91号」までの3件につきまして、一括して補足説明させていただきます。

議案書22ページの議案第89号、議案書36ページの議案第90号及び議案書55ページの議案第91号までの3件の工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案書22ページをお願いいたします。「議案第89号（(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事）」につきましては、契約金額8億4240万円で、前田・豊栄・エムハウジング特定建設工事共同企業体、代表者 前田建設株式会社、代表取締役 前田美奈子と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年10月31日までとしております。

次に議案書36ページをお願いいたします。「議案第90号 旧平恒小学校大規模改造（その1）工事）」につきましては、契約金額2億8947万5640円で、株式会社 瑞建工務店、代表取締役 清水修治と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年2月28日までとしております。

次に議案書55ページをお願いいたします。「議案第91号 旧平恒小学校大規模改造（その2）工事）」につきましては、契約金額2億4505万8480円で、株式会社 西組、代表取締役 西三紀と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年2月28日までとしております。

3件の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、参加要件等を決定し、4月15日に入札公告を行い、5月17日に入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、議案書23ページの入札概要をお願いいたします。「議案第89号（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事」につきましては、2共同企業体から入札参加申請があり2者による入札の結果、予定価格8億8260万8400円に対し、落札額8億4240万円、落札率95.44%で、前田・豊栄・エムハウジング特定建設工事共同企業体が落札したものであります。

次に、議案書37ページの入札概要をお願いいたします。「議案第90号 旧平恒小学校大規模改造（その1）工事」につきましては、3者から入札参加申請がありましたが、1者が落除きにより2者による入札の結果、予定価格2億8947万5640円に対し、落札額2億8947万5640円、落札率100%で株式会社 瑞建工務店が落札したものであります。なお、この入札につきましては、2者が予定価格により同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に議案書56ページの入札概要をお願いいたします。「議案第91号 旧平恒小学校大規模改造（その2）工事」につきましては、3者から入札参加申請がありましたが、2者が落除きとなり1者による入札の結果、予定価格2億4505万8480円に対し、落札額2億4505万8480円、落札率100%で株式会社 西組が落札したものであります。

以上、簡単ではありますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

前回、工事途中で事故が起こったということの報告をいただいております。今回、前回のときに管理体制についての質疑等あったと思うのですが、今回はそのあたりはどのようにチェック体制をされていたのか、お伺いしたいと思います。

○建築課長

工事の管理体制につきましては、前回と同様な形で工事監理者というのを、コンサルのほうに委託をかけております。私ども建築課の職員のほうも適宜現場のほうに出向きまして、安全確認につきましてはチェックシート等を用いまして、安全に努めて、工事の管理を進めてまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

「議案第89号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事）」、「議案第90号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その1）工事）」、及び「議案第91号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その2）工事）」以上3件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 財産の取得（教育用情報機器一式）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第93号 財産の取得（教育用情報機器一式）」についてご説明いたします。議案書の75ページをご覧ください。本案は、教育用情報機器一式を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会に議決すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、法案を提出するものであります。

今回取得する財産はタブレットパソコン68台等で取得価格3175万2千円。契約相手方は、株式会社 麻生情報システム。契約方法は指名競争入札となっております。取得する財産の明細につきましては76ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第93号の説明を終わります。

○上野議員

この議案は本会議場でも質疑があっていたんですけども、分離分割発注、なぜしなかったという問いに対しては、4校間でのネットワークも使うので、1者でないと、もし不具合があったときに、どこが故障なのか、不具合なのかわからないからというご説明だったと思います。となると、全市的に広げる場合には、やっぱり同一の会社でやっていただくほうがよりベターなのかなというお考えでしょうか。

○学校教育課長

今回、議場でも説明させていただきましたとおり、まずは1つの学校の中で使う際に、それから特に他校との通信を伴った際に、複数業者が入っていた場合に不具合が生じたときの、その原因究明や責任の所在を明らかにしたところの解決に時間を要するというところで今回の方法をとらせていただきました。今後、この対象校をふやしていくにあたって、まず子どもたちの学習活動に支障がないことや、また、教職員が学校が変わった際のある程度の情報機器の環境を整える中での積極的な活用を図るということに加えて、今ご指摘のような一定の業者に特定することなく、この配置を進めていくという問題については、今後もそういった幾つかの観点から検討しながら、ICT機器の配置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○上野議員

意見にしときます。教育委員会としては不具合があったときの復旧だとか、責任の所在だとかをはっきりするためには1者のほうがいいと思うんですよ。でも、相手は民間なので、最終的に同じ業者になったとしても、その選定過程においていろんなところから疑義が生じないような形で、きっちりとやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

○藤浦委員

麻生情報システム。メーカーじゃありませんよね。同一メーカーということであればどうなるのでしょうか。

○教育部長

同一メーカーではというようなご質問でございますけれども、恐らくは同一のメーカー、同一機種ということではどうかというようなご質問かと思えます。それで、現在のところでございますが、私どもが理解しておりますのは、こういうふうな機器の発注につきましては同等品ということで、機種の指定はできないものと理解をさせていただいております。そういう観点で、同一機種、同じような内容を備える機種ということでの発注といたしますと、先ほど課長が答弁いたしましたように、使用時の不具合等を考えますと、一括発注ということにせざるを得ない状況でございます。

○兼本委員

確認なのですが、タブレットとかの機種に関してはそれぞれいいと思うんですけども、今回は先ほど他の学校との関係とかというお話があったのですが、そのネットワークに関するとか、同一の、共通のソフトを使わないとやっていけないとかいったことは、関係はしてこないのでしょうか。

○学校教育課長

現段階におきましては、インストールするソフトの関連であるとか、今回使用するタブレットの機種に関連である、そういったその相互の関連の中でどのような不具合が起きるかというのは、まだはっきりしたところはわかっておりません。ただ、いろいろ理論的に考えたときに、そういった想定はかなり、もし起きたときの不具合解明には時間がかかるというのは、先ほどご説明させていただいたところなのですが、現段階ではそういった状況でございます。

○兼本委員

そうすると教育用ソフトウェアとか、基本ソフトウェアというのは、麻生情報システムさんが考えられた中であるわけじゃないということですね。一般的な市販されているソフトを使って行っていくということではよろしいですかね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○松延委員

先ほどの部長が答弁されました、同等品という形で、仕様書を、同等品という形で発注、公募をかけられた場合に、先ほどから出ております、今回の提案理由の説明では、先生がやはり機種が変わると指導が難しいと、子どもさんからしても、やっぱり学習する中で、大変な不具合が出てくるということで、そのところは、部長は同等品という形でしかできないということで、これは機種を、私に言わせたら、提案理由の説明の中では先ほどの先生、子どもさんの話出ましたから、機種を、要するにこちらから指定する。できないのですか。いや、事前に部長あたりがちゃんとそういうふうな機種をいろいろメーカーさんありましようから、そのところを前段で学習されて、精査された上で、これは、この機種がいいと、万が一、次にまた発注するときに、公募されたときに、別な機種になる可能性あるのですよね。そういうことであれば。要するに同等品という形であれば、そのときは先ほど言われた提案理由の説明の中で、先生の指導の困難さ、子どもさんの学習の難しさが出てきたらどうされるのですか。だから、ちょっとそこらへんのところは執行部として、仕様書の中で機種、そのものについて指定は、私は事前でちゃんと精査されておれば、してもいいかなという思いで、部長が先ほどの答弁に同等品ということですか。普通のクーラーとか、なんかいろんな発注すれば、同等品という形が一番無難でしょう。ちょっとそこらのところへんの提案理由の説明、課長の説明ありましたように、本会議でありましたように、先生と子どもさんの、そういうふうな不具合が生じないということであれば、本当にそういうようなことであれば、うちはこの機種でやりますから、これで入札してくださいというふうな形ができないのか。部長はさっき同等品というかたちしかできませんと言われました。ちょっとそこらのへんのところお願いします。

○契約課長

今、質問委員からご指摘をいただいた内容につきましては、まさに私ども契約をつかさどる契約課と事業担当課とは非常に議論が及ぶところでございます。確かに現場のことを考えれば、機種を指定すれば同じ機種が入るわけですので、非常に扱いというのがあるんですけども、これは大変申しわけないのですが、契約課としては、扱いやすいということで、例えば1つのメーカーの指定してしまいますと、どうしても業者さんで得意な業者さんもおられれば、いやそのメーカーうちは取引が無いんだよってということもあって、なかなか幅広い入札が実現できない場合等もございます。ただ、今たしかに現場サイドの声、質問委員からもご指摘いただきました内容につきましては、私どもも当然今後は考慮していかなければいけない内容だと思っておりますので、今後また発注する中で、協議の中で検討させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第93号 財産の取得(教育用情報機器一式)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の4件について、執行部から、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負変更契約(飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(1工区)工事)について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「工事請負変更契約(飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(1工区)工事)について」ご説明をします。お手元に配付しております工事の請負変更契約報告書をご覧ください。

現契約金額9028万5840円に574万5600円を増額し、契約金額9603万1440円としたものです。率に直しますと約6.36%の増額となっています。工期については変更ございません。

次に、増額となった主な理由をご説明します。飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(1工区)工事は、平成27年9月25日から平成28年6月30日を工期として一貫校のグラウンドとなる箇所の造成工事を主に行っているものですが、工事区域に隣接する住民の方から目隠しフェンスを設置してほしいとの要望がありました。目隠しフェンスについては、最終年度である平成29年度の工事で設置を予定していたのですが、早期にフェンスの設置ができるようフェンス基礎工事を行ったことと、労務単価の改定による増額が、今回の変更契約の主な増額の理由です。

以上簡単ですが、工事請負変更契約についての報告を終わります。

○上野議員

増額の理由が、主に3つです。フェンスの基礎工事、労務単価の改定、その他数量の異同、それぞれ幾らなのでしょう。3つにまとめていただいて結構なので、教えていただけますか。

○学校施設整備推進室主幹

まず、フェンスの基礎工についてでございますけれども、フェンスの基礎工につきましては、341万3181円の増となっております。その他用水路整備工、土工、その他もろもろを合わせまして、直接工事費としましては、今言いました基礎工事の関係もあわせて415万4673円の増となっております。また、労務単価改定分につきましては、30万1千円の増ということになっております。関連しまして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が増になっております。この関係で全体金額としまして、574万5600円の増ということになります。ただいま、私が申しました直接工事費などにつきましては、ここからさらに契約額の契約率にちょっと直さなくていけませんもので、こちらのほうまでちょっと出しておりません。申し訳ありません。

○上野議員

この中で、労務単価の改定に伴う増というのは、この工事に限ったことじゃないと思うのですけど、ほかにもたくさん出てくるのですか。

○学校施設整備推進室主幹

5月の市民文教委員会のほうでご報告しました、同じく鎮西中学校区小中一貫校の造成工事、こちらのほうにつきましても、労務単価の改定、インフレスライド分については増ということで、前回変更に含まれております。

○上野議員

労務単価の改定、今回上がっているの、契約額増となるのですが、下がったときは、下がった契約をしていくんですね、もちろん。

○契約課長

今、質問委員がおっしゃるとおりでございます。上がった場合に、国・県等からも指導の文書がまいります。労務単価の変化につきましては速やかに対応するようにと指導が来ます。当然下がった場合につきましても、速やかに対応するという姿勢で臨みたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料により報告いたします。

今回報告をいたします3件の工事は、旧幸袋中学校及び旧幸袋小学校の解体工事でございます。入札の執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、市内の解体業者を指名することを決定し、5月17日に入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。旧幸袋中学校解体(その1)工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6567万4800円、落札率88.42%で、株式会社 イワキン工業が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いします。旧幸袋小学校解体(その1)工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5578万920円、落札率88.03%で、有限会社 九州シートが落札しております。

次に、資料3ページをお願いいたします。旧幸袋中学校解体(その2)工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5134万1040円、落札率88.91%で、株式会社 石山工業が落札しております。

以上、3件の入札につきましては、全ての業者が最低制限価格により応札されましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行政協力員(自治会長)による政党チラシの誤配布について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

行政協力員(自治会長)による政党チラシの誤配布について報告をいたします。

平成28年6月17日付及び18日付の朝刊に、飯塚市内の60歳代の行政協力員が、市の配布物と一緒に政党のチラシを誤って一部の自治会加入世帯に配布したという記事が掲載されました。概要といたしましては、当該行政協力員が5月15日付の飯塚市からの施設利用案内

や在宅介護情報などと一緒に、所属する政党の機関紙を当該自治会加入世帯約100世帯中10から15世帯に誤って配布したというものでございます。

6月16日にこの情報入手いたしましたため、すぐに行政協力員宅を訪問し、事情聴取を行い、再発防止策や行政協力員として公平・公正・中立の立場で担任事務を行っていただくよう指導を行ったところでございます。本人からも、今回の件について再発防止策の提示があり、あわせて当該自治会におわびの文書を回覧したこと及び市に対しても大変ご迷惑をおかけしましたという謝罪も述べられました。

今回の案件を受け、選挙管理委員会とも協議し、6月24日に開催されました自治会連合会理事会の中でも報告を行い、7月1日付で市内全ての行政協力員に対し、「やってはいけない選挙運動」という啓発チラシを送付する手続きも現在取っている状況でございます。

以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:28

○副委員長

委員会を再開いたします。

質疑はありますか。

○守光委員

この記事に関して、私も新聞等で拝見して、私が知りうる自治会長の対応とかこれまで見ていく中で、ちょっと問題があるんじゃないかなと思って、今回ちょっと質問をさせていただきたいと思うのですが、まず初めに、この行政協力員である自治会長の位置付け、また、その業務内容、身分及び立場、報酬等のような基準ですね、どのような基準で支払われているのか、まずその点について、初めにお答えをお願いします。

○まちづくり推進課長

自治会長の位置付けにつきましては、飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則第2条の規定に基づき、行政協力員としての委嘱をいたしております。

次に、行政協力員の担任する業務につきましては、今、先ほど述べました規則の第3条第1号で、各調査書、報告書の配付及び収集に関すること。第2号で、市報の配付その他市民を対象とする連絡事項の周知徹底に関すること。第3号で、前2号に掲げるもののほか、市の機関から特に依頼された事項と規定をされております。

身分につきましては、同じく規則の第5条におきまして、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とすると規定をされております。立場につきましては公平・公正・中立な立場となります。

また報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、月額で平等割りが1万500円と、1世帯につき98円が支払われることになっております。以上でございます。

○守光委員

先ほどの報告の中で、自治会長は誤って政党のチラシを配布したと言っているとのことですが、どのような理由でまざってしまったのか、また具体的なその原因等がわかればお答えください。

○まちづくり推進課長

当該行政協力員からの聞き取りでは、ご本人がとある政党に所属し、これまで政党の機関紙をご自宅の作業場にて仕分けをし、周辺住民等に配布を行っていたということでございます。

今回、市からの配布物を同じ作業場にて仕分けをしているときに、別の棚に保管していた機関誌を市からの配布物と勘違いして配布してしまったとのございます。また、原因につきましては、日ごろより昼夜を問わず働いており、仕事の合間を縫って自治会の世話も行っていましたが、疲れがたまっていたことと、本年4月から新しく行政協力員になったばかりで、作業に慣れていなかったことが原因であると本人は申されておりました。

○守光委員

疲れてですね、配ったということで、先ほどの報告の中にも100世帯中10から15というお話ありました。私がお話の現場のほうでお聞きした話では、実際的にはもっと配られていた、疲れて、入れていく中で、例えば配る位置が、軒並みにパパパッと行くのであれば、間違っただけというものもあると思うのですけれども、聞くところによると、何と言ったらいですかね、文句を言ううるさいところには、点々と配られていないような、私が個人的に調査したのですけれども、そういう傾向もちょっとあったような、そういうお話も聞いております。それはその分でいいのですけれども、先ほどの報告の中で本人から再発防止の提示があったと言われましたけれども、具体的にはどういった再発防止、今後本人が気をつけると言われたのか、お答えください。

○まちづくり推進課長

本人さんからは行政協力員として自治会長をやっている間は、党員として行っていた機関誌の配布を中止すると述べられておりました。

○守光委員

今後は一切、自治会長である間は配らないと本人が約束したということでもありますけれども、今後万が一、またそれを破って、そういう個別の政党のチラシを配布したりという保証はどこにもないと私は思うのですよね。そういう部分で、同じことがまたあった場合には、しっかりと、やっぱり市のほうとしても、自治会に住まわれている方というのは、さまざまな政党を支援していると思うのですよね、いろいろ。その中で自治会活動もやっておりますし、自治会長というのは、それだけ重たい、行政の協力員として地域をまとめていく存在でもあります。そういった方が一部の政党のチラシを配って、間違っただけとは言われましたけれども、それを受け取った側の自治会の一人一人としては、与える影響というのはやっぱり大きいと思うのですよね。

本人的にはそんなに簡単に考えているかもわかりませんが、受け取られる側の気持ちを、思いを考えたときに、こういうことは二度とあってはいけないと思うのですよね。そういう分に関しては、しっかりと今後、市としてこういうことが起こらないように、毅然たる対応を、今できる中で、市が対応できる中での最大限の対応をしていただきたいということは、これはですね、強く要望しておきたいと思うのですけれども、そこで、次に、今回の件なのですけれども、ちょっと私も詳しくはわかりませんが、公職選挙法に違反するんじゃないかと思うのですけれども、そういう懸念になるような事案、そういうのがあればお答えください。

○まちづくり推進課長

ただいまのご質問につきましては、私どものほうでお答えできる内容でございませぬので、答弁は差し控えさせていただきます。ご理解方よろしく願いいたします。

○守光委員

今回の事案はどのような形で発覚し、今後その自治会長が住民に対して何らかの謝罪、また、市に対して、どういうことが、謝罪が行われたのか、お答えください。

○まちづくり推進課長

まず、発覚につきましては、当該自治会の会員の方から行政協力員本人に連絡があり、事実が判明し、慌てて機関紙を回収し、あわせて謝罪の文章を自治会内に回覧したと申されておりました。あわせまして謝罪につきましては、市に対して、行政協力員は公正な立場でなければ



ならず、私的なものを市の配布物と一緒に配っていけないことは重々わかっておりましたが、結果的にこのようなことになってしまい、市に対し、ご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なく思っている。今後は、公平・公正・中立の立場を守っていきたいということを述べられました。

○守光委員

最後になりますけれども、今回の記事を見まして、これまでも私が住んでいる地域も含めて、さまざまなご相談がありました。自治会の中で政党のチラシを組長さんに強制的に配布するような動きをする自治会長もありましたし、中には反対運動も含めて募金活動も回覧で回したりとか、そういうことも行われております。明確に、その回覧の中には、今回の反対運動をするためにお金が必要だから、バーツと項目を書いて募金集めを自治会で行っているところもあります。そういう相談が私のもとに、さまざま来る中で、今回こういった事件、事件というか、本人は誤ってと言っておりますけれども、こういうことが起こったということでもあります。

ここで名前は、名前というか、党名は出ていませんけれども、今全国的にも、例えば東京のほうでは、共産党員が署名活動を行った中で、帰っている小学生に対して、今回政府のやった安全保障法制、それを彼らは戦争法案だと言っておりますけれども、これがこのまま行けば、君たちのお父さんお母さんが死ぬんだよと、そういうことを言って、署名を強要して、その子どもさんのかえって恐怖心をあおっているようなことが全国各地で起こっております。その分も含めて、私自身もしっかりと自治会長のあり方という部分は、今後また市としても市民の安全・安心を守る立場である私たち、また行政のほうがそういう問題が起きたときに、速やかな対応をしっかりとしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:40

○委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○上野議員

5月15日付の市報のときに機関紙が紛れた。それが報道されたのが6月17日と18日の朝刊だったというご報告ですが、市がこのことを把握されたのは、いつになるのですか。

○まちづくり推進課長

6月16日でございます。

○上野議員

一遍に聞けばよかった。それどうしてわかったのですか。

○まちづくり推進課長

西日本新聞の記者の方から情報をいただきました。

○上野議員

まず一点、それで住民の方から市に直接お知らせがなかったというのは、ちょっと問題だと思うんですね。やっぱり変だなと思われた方が報道の方にだけご連絡をして、市には連絡をしなかったと。市に連絡しても何もやってくれないんじゃないかというふうに思われたんじゃないかなというふうに想像をしそうな気がしますけれども、まずそこが一点。これ、じゃあ報道されなかったら全くわからなかったわけですから、そこは問題だと思います。

100世帯中10から15世帯に配られたということですが、これは現地調査されたのですか。

○まちづくり推進課長

現地調査は行っておりません。ご本人からの申告でございます。

○上野議員

現地調査してください。というのはですね、先ほど自治会連合会で詳細をご説明されたということで、あとは全自治会長というか、行政協力員の方には選管のちらしを郵送、配付だけでしょ、全部の方に、例えば、先ほど守光委員からも言われましたけど、自治会長がそこにいらっしゃる組長さんを集めて、機関誌の配布をお願いしたりだとか、政党の機関紙ですね、募金をお願いするような活動を実際になされてあるところがあるそうです。そういったことも含めて、きちんと全行政協力員に伝えなければならないと思うんです。だから今回のこの事態は、しっかりと市で実態を把握されないと再発防止策はもちろんそうですけれども、本当にそうだったのか。本当にそうなんでしょう、ご本人さんが言われるから。でも実態は、100世帯中98世帯に配っていましたがとなると10、15世帯と全然話が違うことになるので、ぜひ実態調査をされて、全行政協力員に詳細を説明して選管の禁止事項なるものもできれば説明をそれぞれ差し上げたほうがよろしいんでしょうけれども、すごい人数になると思いますので、郵送なりをしていただきたいと思いますと思いますが、対応していただけますでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

ご指摘の点については、実施をさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○環境対策課長

公用車による交通事故発生について、ご報告を申し上げます。お手元の資料をお願いいたします。このたび、環境対策課職員が起こしました事故において市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

本件事故は、去る6月10日金曜日午前8時30分ごろ環境対策課クリーンセンター職員が飯塚市宮町地内において、可燃ごみ収集業務のため塵芥車（パッカー車）を走行中に右前方より歩行者があり、その方に気を取られ、丁字路において左折をする際、左上部の安全確認を十分に行わないまま通過したため軒先のテント部分を損傷させたものでございます。なお、公用車への車両損傷と人身傷害はございませんでした。

この事故の原因は、職員が車両を走行させる際内輪差を考慮し、上部の安全確認を十分に行わなかったことが原因でございます。職員の交通事故防止につきましては、日々朝礼等において安全運転に努めるよう指導を行ってまいりましたが、今後とも引き続き当該職員は元より、ほかの職員にも機会あるごとに交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。重ねまして、6月29日に外部講師を招き、環境対策課全職員を対象に安全運転講習会を開催し、交通事故防止の強化を行ってまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。  
これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。